

■第440回食品安全委員会

日時:平成24年7月23日(月) 14:00～15:44

傍聴者:16名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

[1]食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(ポジティブリスト制度関連)

アザジラクチン

[2]農薬14品目([7]～[12]及び[14]ポジティブリスト制度関連)

{1}イミシアホス

{2}クロラントラニリプロール

{3}シメコナゾール

{4}ビフェントリン

{5}ピリダリル

{6}フェノキサスルホン

{7}クロルフルアズロン

{8}ホスチアゼート

{9}クロフェンテジン

{10}テフルトリン

{11}トリホリン

{12}ヘキサコナゾール

{13}フェントエート

{14}シアナジン

[3]動物用医薬品及び飼料添加物3品目(全てポジティブリスト制度関連)

{1}サリノマイシン

{2}センデュラマイシン

{3}バシトラシン

[4]動物用医薬品(ポジティブリスト制度関連)

スペクチノマイシン

[5]農薬及び動物用医薬品(ポジティブリスト制度関連)

フェンバレレート

[6]農薬3品目(全てポジティブリスト制度関連及び飼料中の残留農薬基準関連)

{1}シアナジン([2]の{14}と同じ)

{2}フェントエート([2]の{13}と同じ)

{3}フェンバレレート([5]と同じ)

[7]遺伝子組換え食品等

アミロペクテンジャガイモAM04-1020系統

・[1]～[6]まで、厚生労働省及び農林水産省並びに三森委員から説明。

・「イミシアホス」、「クロラントラニリプロール」、「シメコナゾール」、「ビフェントリン」及び「ピリダリル」の農薬5品目([2]の{1}～{5})については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

・その他の農薬9品目([2]の{6}～{14})及び食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質1品目((農薬) [1])については、農薬専門調査会において審議することとし、農薬及び動物用医薬品1品目([5])については、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととなった。また、動物用医薬品及び飼料添加物3品目([3])、動物用医薬品1品目([4])については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

・[7]について、厚生労働省及び農林水産省から説明。

・本品目については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

* [1] 農薬として使用される殺虫剤で、ポジティブリスト制度導入時に人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めた物質です。

* [2] 農薬14品目

{1} 殺虫剤で、だいこん、なす、ばれいしょ等に使用します。

今回、さといも、だいこん、ごぼう、オクラへの適用拡大申請がされています。

{2} 殺虫剤で、キャベツ、だいず、りんご、稲等に使用します。

今回、さといも、やまいも、さやえんどう、さやいんげんへの適用拡大申請及びみかん、ベリー類等へのインポートトレランス申請がされています。

{3} 殺菌剤で、稲、りんご、かぼちゃ、だいず等に使用します。

今回、とうがらしへのインポートトレランス申請がされています。

{4} 殺虫剤で、かんきつ類、りんご、なし等に使用します。

今回、キウイフルーツへの適用拡大申請及びブルーベリーへのインポートトレランス申請がされています。

{5} 殺虫剤で、キャベツ、はくさい、トマト、アスパラガス等に使用します。今回、未成熟とうもろこし、かぶ、非結球あぶらな科葉菜類、こまつな、みずな、カリフラワー、茎ブロッコリー、たまねぎ、にんじん、オクラへの適用拡大申請がされています。

{6} 除草剤で、今回、水稻への新規登録申請及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

{7} 殺虫剤で、かんしょ、だいず、すいか、メロン、トマト、ミニトマト等に使用します。今回、畜産物への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

{8} 殺虫剤で、いちじく、かんしょ、なす、だいこん、きく等に使用します。今回、いちご、きゅうり、ピーマンへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

{9} 殺虫剤で、りんご、なし、もも、おうとう、茶に使用します。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

{10} 殺虫剤で、かんしょ、だいこん、キャベツ等に使用します。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

{11} 殺菌剤で、いちご、ねぎ、トマト等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

{12} 殺菌剤で、りんご、もも、おうとう等に使用します。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

{13} 殺虫剤で、稲、大豆、だいこん、みかん等に使用します。

今回、りんごへの適用拡大申請がされています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

{14} 除草剤で、ばれいしょ、たまねぎ、アスパラガス等に使用

します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

* [3] 動物用医薬品及び飼料添加物3品目

{1} 抗生物質、寄生虫駆除剤で、鶏、牛、豚に用いられます。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

{2} 抗生物質、寄生虫駆除剤で、鶏に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

{3} 抗生物質で、鶏、牛、豚に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* [4] 動物用医薬品

抗生物質で、牛、豚、鶏等の細菌感染の治療に用いられます。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* [5] 農薬及び動物用医薬品

殺虫剤で、キャベツ、はくさい、てんさい、ばれいしょ、みかん、りんご、なし等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

* [7]遺伝子組換え食品等

ジャガイモ塊茎デンプン中のアミロース生合成が抑えられ、アミロペクチンの含有量が高められた、イミダゾリノン系除草剤に対し耐性を持つジャガイモです。

(2)動物用医薬品専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

・「鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクトCBL)」

・担当委員の三森委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 鶏の大腸菌症の予防に使用されます。

(3)遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

・「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統」

・担当委員の山添委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 除草剤であるグリホサート誘発性雄性不稔及びグリホサートに対し耐性を持つトウモロコシです。

(4)食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

[1]化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「ニッケル」」に係る食品健康影響評価について

・「ニッケルの耐容一日摂取量を4 μ g/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* ステンレス鋼、特殊鋼、メッキ、蓄電池、非鉄合金、触媒等の材料として使用される物質です。鉱山排水、工場排水あるいはニッケルメッキ製品からの溶出により水道水に混入することがあります。

[2]遺伝子組換え食品等「GLU-No.5株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 遺伝子組換え微生物により生産され、調味料として使用される食品添加物です。

(5)平成23年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

・調査・研究企画調整会議座長の佐藤委員及び事務局から報告。

・報告があった5つの終了課題の事後評価結果について、それぞれの研究者に通知することとなった。

(6)食品安全関係情報(6月16日～6月29日収集分)について

・事務局から報告。

(7)食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識・

食品安全委員会からの情報発信等について」(平成24年3月実施)の結果について

・事務局から報告。

(8)食品安全委員会の6月の運営について

・事務局から報告。

(注) * の記述は、物質の概要です